

生徒・学生のプライバシーを侵害し、「経済的徴兵制」の扉を開く

## 「デジタル改革関連法案」に反対する声明

2021年4月6日

国民のための奨学金制度の拡充をめざし  
無償教育をすすめる会（奨学金の会）  
会長 三輪 定宣（千葉大学名誉教授）

本日、「デジタル改革関連5法案」（以下「法案」）が、自民・公明の与党と日本維新の会、国民民主党などの賛成により衆議院本会議で可決された。

私たちは、憲法・教育基本法及び国際人権規約に基づいた「教育への権利」を保障するための無償教育の実現と給付奨学金の拡大を求める市民団体として、生徒・学生のプライバシーを侵害し、「経済的徴兵制」に扉を開く危険性を持つ法案に強く反対する。

法案は、強力な権限と予算を掌握するデジタル庁を「内閣」に設置し、首相が頂点に立ち、事務方のトップに民間企業出身のデジタル監がおかれる。デジタル庁は、各行政機関に「勧告」する権限を持ち、国や地方の様々なシステムの標準化・統一化をすすめ、運転免許証や健康保険証なども含めて官民のデータを連携し、あらゆる分野の個人情報マイナンバーで横ぐしに共有し、国家や企業の利活用を促進するという。

政府による国民監視を強め、個人情報をより自由に国と民間企業が利用するという、国のすがたを変える重大な内容でありながら、政府が約60もの関連法案を「束ね」、僅かな審議で強行したことに不信感が強まるばかりである。

いま政府は、財界の「Society5.0」構想を受け、全国の小学生・中学生・高校生に一人一台のタブレット端末を配布している。個別に最適な学びをすすめるという「GIGA スクール構想」では、誰がどの時期にどんな本を読み、どのような思考をしたのかなど、個人の学習履歴を把握することにより、子どもや若者の資質や能力、さらには人格まで監視し、管理することが可能になる。

2019年9月、学生が利用する就職情報サイト「リクナビ」を運営するリクルートキャリア社が、学生の同意を得ずに、検索記録をもとに内定辞退率を予測し、データとして企業に販売していたことが発覚した。同社は職業安定法違反の行政指導を受けたが、今回の法案には基本的な人権の保障への言及はなく、どのような情報がいつ収集されたか知らないうちに、一人の人間の成長・発達と人格の形成についての情報が集められ、政府や大企業によって「合法的」に行動パターンが予測され、情報操作により意思決定の自由が奪われていくことになる。

マイナンバー法案が議論されていた2014年、文部科学省の諮問会議で経済同友会専務理事（当時）の委員が「奨学金返済の延滞者が無職なのか、低収入なのか、あるいは病気なのかという情報をまず教えていただきたい。……防衛省などに頼んで、一年か二年かインターンシップをやらせてもらえば、就職というのはかなりよくなる。防衛省は、考えてもいいといっています」と発言した。

この発言は、アメリカの国防省が社会保険番号を活用してピンポイントで若者を軍隊に勧誘する「経済的徴兵制」に似ていると問題視され、国会で追及されたが、当時の下村文科大臣は「マイナンバー制度に日本学生支援機構の奨学金の延滞者等に関する情報は含まれていないので防衛省などは利用できない」と答弁している。

しかし、今では日本学生支援機構奨学金のあらゆる制度利用の申請時にマイナンバー記入が奨励されている。これが今後、住民基本台帳や健康保険・雇用保険などと紐づけされれば「健康で無職か、低所得で奨学金返還中の若者」をピックアップした自衛隊勧誘が可能になるだろう。政府はこれまでマイナンバーを活用した自衛隊勧誘について「現時点では考えていない」との答弁を繰り返してきたが、デジタル庁創設が「経済的徴兵制」の扉を開くことになりかねない。

日本政府が批准している国際人権A規約第13条1項には、「教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべき」ことを締約国の義務としている。

しかし、日本では、「教育を受ける権利」を含めて、基本的人権の保障が極めて脆弱であり、特にプライバシーの権利は憲法13条が保障する基本的人権でありながら、個人情報を守る法規制が不十分で、法案の前提を欠いていると言わざるを得ない。

「一人ひとりに最適な学び」を保障するために、いま国がやるべきことは、タブレット端末の配布ではない。政府が2012年に国際公約した国際人権A規約13条【すべての段階の無償教育の実現】の履行こそが求められている。

私たちは、参議院においてこの法案の徹底審議による廃案を求めて運動を強めていく。

以上